関東学院大学

学校感染症登校許可証明書

※学生記入

学籍番号	氏名

学校保健安全法に定められた「学校において予防すべき感染症」に罹患しました本学学生について、下記太枠内をご記入くださいますようお願い申し上げます。

※授業等の欠席の手続きを取る場合には証明が必要となります。学生本人が手続きを希望しない場合は提出の必要はありません。

■上記の者は、下記の感染症において他者への感染の恐れがなくなったため、登校しても支障がないことを証明します。

【該当欄に〇印を記入してください。】

	診断名	出席停止期間
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤での治療が終了するまで
	その他(　　)	第一種感染症:治癒するまで 第三種感染症:症状により学校医またはその他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎などは、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、校長が第三種感染症として緊急的に措置をとることができるものです。それ以外の時期に罹患した場合は、こちらの証明書は使用できません。

初診　　20　　年　　月　　日

出席停止期間　　20　　年　　月　　日 ～ 20　　年　　月　　日

20　　年　　月　　日　医療機関名 _____

医師名 _____ 印

この証明書の内容について、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や本人の身体などを保護するために必要であると判断され、本人の同意を得ることが困難な場合は、例外的に第三者(行政など)に開示する場合があります。